

分任契約担当官
陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 中内 優樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 競争に付する事項

件名	規格	単位	数量	引取期限	引渡場所
使用済自動車 (装輪車両)売払	仕様書のとおり	式	1	代金納付の日から5 日以内(令和8年11 月30日までに搬出)	陸上自衛隊八尾駐屯地

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人、又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和7・8・9年度全省庁統一資格「物品の買受」C等級以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得で定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行う者。
- (7) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (12) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)(以下「自動車リサイクル法」という。)第42条第1項に規定する引取業者の資格、同法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第60条第1項に規定する解体業者の資格及び同法第67条第1項に規定する破砕業者の資格の4資格を有し、かつ自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業者(以下「受託共同事業者」という。)に所属する自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者(以下「全部再資源化事業者」という。)であつて、自らが受託共同事業体に所属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、契約担当官等の承認を受けた者。また、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、公告日から最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者。なお、一連の書類の提出期限は令和8年8月18日12時00分までとする。あわせて資格審査結果通知書(写)についても同期日までに提出すること。
- (13) 官側は、受託共同事業体を構成する事業者の中に、過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者(以下「未提出者」という。)がないかを確認した上で承認する。
- (14) 官側は、受託共同事業体を構成する事業者に未提出者がいる受託共同事業体を構成する事業者に未提出者がいる場合は入札参加を承認しない。ただし、入札参加者が期限までに受託共同事業体を構成する事業者の一覧を再提出し、その中に未提出者がいないことを確認した場合は、契約担当官等は入札参加を承認する。
- (15) 当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合は、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得(駐屯地用)別紙様式第16-1「再委託承認申請(届出)書」(以下「再委託承認申請書」という。)を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。なお、再委託に関する書類の提出期限は令和8年8月17日12時00分までとする。再委託承認申請書には中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、官側は再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。再委託に対する電話等による確認は令和8年8月19日15時00分までとする。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 入札書は、下記に示す期間陸上自衛隊八尾駐屯地第398会計隊八尾派遣隊 契約班窓口において配布する。
令和8年7月29日から令和8年8月21日まで(土曜日・日曜日・祝日を除く0900～1200 1300～1630)
FAX・メールによる配布及びホームページからのダウンロードも可能とする。
- (2) 適用する契約条項は「不用物品売払契約条項」とし、特約条項は「売払い物品の解体に関する特約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」とする。
契約書作成の際、「売払い物品の解体に関する特約条項」第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して必要な提出書類を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」と読み替えて使用する。

4 入札(現場)説明会日時及び場所

- (1) 日時 統一して実施しないが、必要な場合は事前連絡及び調整により実施する。
- (2) 場所 陸上自衛隊八尾駐屯地 第398会計隊八尾派遣隊

5 入札日時及び場所

- (1) 日時
令和8年8月24日 13:10
- (2) 場所
陸上自衛隊八尾駐屯地 厚生センター多目的ホール

- 6 保証金等に関する事項
- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する
 - (2) 契約保証金：免除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金の100分の10以上を違約金として徴収する
 - (3) 違約金等：自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。
- 7 入札条件
- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(税抜金額)
 - (2) 売払物品の引取、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
 - (3) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
 - (4) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れた瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
 - (5) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- 8 入札の無効
- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名が判別しがたい入札
 - (4) 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合に、当該入札者が提出した入札
 - (5) 「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約を行わない者の入札
- 9 契約書の作成の有無
作成する。
- 10 落札決定方法
総額決定(同価の場合は抽選により決定)
- 11 売払代金の納付期限
令和8年11月30日まで
- 12 所有権移転の時期
当該物件の引渡が完了したとき。
- 13 物件の引渡完了の時期
代金納付の日から5日以内。ただし、第1項の引取期限を過ぎないものとする。
- 14 その他
- (1) 代金は、搬出開始までに納付すること。
 - (2) 引渡時間は土曜日・日曜日・祝日を除く0900～1630までとする。
 - (3) 契約の成立の時期は、契約書に双方が記名押印した時とする。
 - (4) 入札参加を希望する者は、別紙第1「受付票」、「資格審査結果通知書(写)」を令和8年8月17日12:00までに提出し、参加の一報をすること(提出書類はFAX可)。
「入札書」の書式は別紙第2様式を基準とするも、業者随意様式による入札書様式を妨げるものではない。(A4縦使用横書きを推奨)
 - (5) ただし、入札書においては下記の文言を記載することにより、契約条項の承諾及び暴力団排除に関する誓約とみなすものであり、下記の文言が入札書に記載されていない入札書は、契約条項の承諾及び暴力団排除に関する誓約がなされないものとし、無効とする。

「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。
また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

併せて内訳書を提供するものとする。
 - (6) 郵便による入札の場合は入札日前日17時までに必着となるよう発送すること。なお、郵送する際は、事前に連絡をするとともに、便着の確認を行うこと。
 - (7) 代理人で入札参加する業者は、入札書に添えて委任状を提出すること。
 - (8) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
 - (9) 入札に関する事項の問い合わせ先
〒581-0043 大阪府八尾市空港1-81
陸上自衛隊八尾駐屯地 第398会計隊八尾派遣隊 契約班(担当 東浦) 土日及び祝日を除く
TEL:072-949-5131(348) FAX 072-949-5313
 - (10) 物品および引取等に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊八尾駐屯地 業務隊補給科(担当 林(内324)) 土日及び祝日を除く

本公告は、第398会計隊八尾派遣隊掲示板、第398会計隊掲示板、及び中部方面会計隊HP
<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載している。

受付票

年 月 日

入札件名	使用済自動車（装輪車両）売払	見積日時	令和8年8月24日	1310
住所				
会社名				
(TEL - -)				
(FAX - -)				
担当者（氏名）				

入札書受取方法 (いずれかに○)	1. インターネットホームページからダウンロードして受取 2. 電子メールで受取（メールアドレス記入欄： ） ※過去にメール受け実績ありで、変更なければ記入不要 ※メールで受領を要望する場合は下記連絡先に連絡をすること。
入札の方法	当日(持込) ・ 事前(郵送等)

↓必ずご記入ください

* 現場確認について、希望される欄にチェックしてください。参加しない場合も送付してください。

チェック欄	集合場所
参加希望 月 日	第398会計隊八尾派遣隊
参加希望 月 日	
参加希望 月 日	
参加しない	

8月17日12:00までに統一資格の許可証明と本紙をFAX等でご送付願います。また、下請けがある場合も送信願います。市場価格調査書を同時送信でも結構です。

FAX番号 072-949-5313

メール ma429fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 中内 優樹 殿

¥

1 品 名 等

品 名	規 格	単位	数量	単価(税抜)	金額(税抜)
使用済自動車 (装輪車両)売払	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				
計					

- 2 搬出(引渡)期限 代金納付の日から5日以内(令和8年11月30日までに搬出)
3 搬出(引渡)場所 陸上自衛隊八尾駐屯地
4 保 証 金 免除
5 契 約 書 の 作 成 作成する
6 そ の 他 消費税含まない

上記条件及び契約条項承知の上入札致します。

暴力団排除に関する誓約記入欄 当社(私又は当団体)は、本入札書の提出をもって、暴力団排除に関し、
入札心得に定める事項について誓約いたします。
上記(本入札)の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び
「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。
上記入札条件を承諾のうえ、別添の内訳のとおり入札します。

令和8年8月24日

住 所
会 社 名
代 表 者 名

※押印は担当者氏名とその連絡先で代えることができます

担当者氏名
連絡先

【八尾駐屯地】 市場価格の調査について、8/20（木）までにメール又はFAXにて送付をお願いします。

市場価格調査書

1 件 名：使用済車両売払い

2 金 額： (消費税を含む)

3 内 訳 (有償の場合は△で記入) (金額単位：円)

区 分	品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
屑価格	鉄	鑄 物	kg	1,384.0		
		H2	kg	804.2		
		H3	kg	2,028.6		
		H4	kg	203.0		
	銅	並	kg	8.4		
		下	kg	28.8		
	真 鍮	真 鍮	kg	2.0		
		鑄 物	kg			
	アルミ		kg	245.8		
	鉛		kg	55.2		
	ガラス		kg	36.0		
	ゴ ム		kg	400.0		
	未価値品		kg	964.0		
	小 計			6,160.0		
引取り費用	積降トラック等に要する費用		式	1		
解体費用	単価は1日8時間とした場合の日当		日			
計						
消費税						
合 計						

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 中内 優樹 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
代表者電話番号
担当者氏名
担当者電話番号

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済自動車（装輪車両）の売払い		G V - Z 0 0 1 0 1 4	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和8年3月5日
		変 更	
		作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

売払い自動車

不用の決定をした後、この契約の相手方に対し、当該自動車の全部を解体、プレス、せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すことを義務づけて売払いをする使用済自動車をいう。

1.2.3

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第73条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.4

解体・破碎

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破碎（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

全部再資源化

A S R（シュレッダーダスト）を生じさせない方法での再資源化であり、自動車メーカーなどが全部再資源化事業者（解体業者及び破碎業者）に委託し、合理的な解体などを行うことによって、解体自動車全部利用者（国内の電炉及び転炉業者）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態にすることをいう。この制度によって、自動車メーカーなどは、預託金から全部再資源化事業者はその費用を支払うことが可能な制度である。

1.2.6

コンソーシアム

解体業者、プレス・せん断処理業者及び鉄鋼メーカーと必要に応じてそれらを取りまとめる商社などが加わり、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体であり、同項の規定に

基づき、自動車製造業者等の審査を受けた上で全部再資源化の業務の実施に係る契約を締結し、経済産業大臣及び環境大臣から認定を受けた受託共同事業体をいう。

1.2.7

解体自動車全部利用者

自動車リサイクル法第16条第4項に規定する解体自動車全部利用者をいい、コンソーシアムに所属し、売払い自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業を国内において行う者をいう。

1.2.8

全部再資源化事業者

自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者であり、コンソーシアムに所属し、合理的な解体等を行うことによって、解体自動車全部利用者がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態（スクラップ）にする事業を実施する解体業者又は破砕業者をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27.3.5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第42条第1項に規定する引取業者の資格、同法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第60条第1項に規定する解体業者の資格及び同法第67条第1項に規定する破砕業者の資格を有し、かつコンソーシアムに所属する全部再資源化事業者であって、入札開始前までに自らがコンソーシアムに所属する事業者であり、コンソーシアムを構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。
- b) 契約の相手方が所属するコンソーシアムを構成する各事業者は、過去の自衛隊専用自動車などの解体・破砕及び売払いなどに係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日か

ら最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。

- d) 契約の相手方は、売払い自動車を引取った後、フロン類及び指定回収物品を回収し、売払い自動車の全部を解体、プレス・せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すに当たり、当該自動車の輸送を除き、解体自動車全部利用者に引渡すまでの一切の業務について、下請負させることなく契約相手方において実施する。
- e) 契約の相手方は、エンジン、ドア、タイヤ及びホイール並びに荷台その他の囲いをもつ積載装置及びトラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備する特別な装備についても、再利用不可能なように破碎及び圧縮などの処理を行うほか、部品の如何を問わず市場に流出してはならない。電線などの銅製品を取り外し、鉄鋼の材料としてのみ利用する目的で解体自動車全部利用者に引渡す。

なお、このために必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。

- f) 契約の相手方は、売払い自動車を解体する作業において、**表1**に示す作業前、作業中及び作業後の写真を撮影するとともに、売払い自動車の引渡しから3か月以内に作業前、作業中及び作業後の写真を官側に提出する。また、プレスに投入する直前からこれが破碎及び圧縮されるところまでを途切れなく1つの動画で撮影するものとする。

なお、動画撮影開始時からプレスに投入する直前までは常にボデー（ボンネット、キャビン前面及び左右ドア）に記載された車体番号が明瞭に確認可能とし、記録したデータは、5年以上保管するとともに、必要に応じて官側の指示によって提出する。この際、提出する写真及び動画はPDFデータ、DVDなどの自衛隊の情報保全に抵触しない記憶媒体とし、官側と調整をする。

- g) 官側は、**d)～f)**の実施状況について契約満了後も含め必要に応じて立ち入り調査を実施可能とし、契約の相手方は官側から立ち入り調査の実施を通知された場合、これを受け入れなければならない。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。

なお、売払い自動車の所有権は、**4.1**の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。

- b) 売払い自動車の引渡しの際に必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。
- d) 搬出・搬入は、官側が別途示す場所において行う。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い自動車に添付された自動車リサイクル券について自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として適正な処理手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い自動車について、**2.1**に示す作業を実施して、鉄鋼の原料として利用し、エンジン、ドア等部品の如何を問わず市場に流出させてはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 売払い自動車の処理要領

売払い自動車の処理要領は次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しを受けた日から3か月以内に、**2.1**に示す処理を実施する。

- b) 契約の相手方は、解体自動車全部利用者への引渡しの完了後、**表1**に示す引渡証明書の写しを提出する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の個体識別・管理を確実に実施し、解体自動車全部利用者に引渡した内容及びスクラップの量を**表1**に示す解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報及び検収書の写しの提出をもって報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表1**による。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い自動車の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、**4.2 b)**で貸出し又は閲覧した図面について、提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。
- c) コンソーシアム内で生じた問題、紛争などについては、契約の相手方の責任及び負担で解決する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、**GLT-CG-Z000001**の8.3による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	摘要	
1	引取業者として登録を示す書類	1	a)	入札開始前までに	自動車リサイクル法第42条第1項の登録を受けていることを示す書類	
2	自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に処分した自動車の処理台数を示す書類				検収伝票及び当該検収伝票に対応する自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報	
3	コンソーシアムを構成する事業者の一覧				経済産業省のホームページ上で公開されている事業者リスト	
4	誓約書			契約締結後速やかに	図1による。	
5	受領書			売払い自動車の引渡し時	GLT-CG-Z000001の図8による。	
6	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図2による。	
7	作業前、作業中、作業後の写真			売払い自動車の引渡しから3か月以内	図3によるほか、自動車引受け時、重機などでの解体中及びスクラップ後の写真の3点とする。また、作業前及び作業中の写真には車台のボデー（ボンネット、キャビン前面及び左右ドア）に記載されている車台番号が視認可能な形で撮影する。	
8	引渡証明書の写し					売払い自動車の引渡しから解体自動車全部利用者への引渡しの完了までの物流において、この契約の履行に携わった全ての事業者間での引渡しを証する書面の写し
9	解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報					自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
10	検収書の写し					解体自動車全部利用者によって発行されたスクラップの質量を示す証書
注 ^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。						

誓約書

当社は、本仕様書で定められている提出書類を期日までに提出し、官からの立ち入り調査の要請があった場合は受け入れます。また、受領した売払い自動車を解体した際に生じた部品は再利用できないように破碎及び圧縮などの処理をし、部品の如何を問わず市場に流出させず、電線などの銅製品を取り外した上で、鉄鋼の原料としてのみ利用いたします。なお、本仕様書の内容に違反した場合は当該対処等に要した官側費用の全額を賠償する他、指名停止処分及び入札参加資格停止処分が行われても異議ありません。

年 月 日
株式会社
代表者名 (自 署)

図1－誓約書の様式

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

〇〇 〇〇 殿

住 所

会社名

代表者名

件名：使用済自動車（装輪車両）の売払い

搬出場所：〇〇駐屯地

1 解体作業場所

2 引取り日（搬出日）

3 解体受け車種、車台番号及び両数

4 解体作業内容

5 破碎作業内容

図2－細部実施要領書の様式

1 作業前（自動車引き受け時）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



2 作業中（重機などでの解体中）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



3 作業後（スクラップ後）



図3ー作業前，作業中及び作業後の提出写真（一例）

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	第B2002号
	調達要求年月日	令和8年7月14日
	作成部隊	八尾駐屯地業務隊
	作成年月日	令和8年7月9日
品名	使用済車両（装輪車両）の売払い	
仕様書番号	GV-Z001014	
解体・破碎場所	契約相手方施設	

1.2.2 売払い自動車

車両内訳				
品名	型式	単位	数量	備考
1 1／2 tトラック	トヨタXCD30	台	2	07-6474・17-6473 (3080.0kg/台)

2.2 引渡し

d) 引渡場所：大阪府八尾市空港1丁目81番地 陸上自衛隊 八尾駐屯地

引渡期限：令和8年11月30日（金）

そ の 他：売払い車両の引取日の調整及び入門業者の車種・車番及び名簿を提出。

4.1 提出書類

提出先

番号	品名	数量	提出先
1	引取り業者として登録を示す書類	1	398会計隊八尾派遣隊
2	自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に処分した自動車の処理台数を示す書類	1	398会計隊八尾派遣隊
			398会計隊八尾派遣隊
			398会計隊八尾派遣隊
3	コンソーシアムを構成する事業者の一覧	1	398会計隊八尾派遣隊
4	誓約書	1	398会計隊八尾派遣隊
5	受領書	1	八尾駐屯地業務隊補給科補給班
6	細部実施要領書	1	398会計隊八尾派遣隊
7	作業前、作業中、作業後の写真	1	八尾駐屯地業務隊補給科補給班
8	引渡証明書の写し	1	八尾駐屯地業務隊補給科補給班
9	解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報	1	八尾駐屯地業務隊補給科補給班
10	検収書の写し	1	398会計隊八尾派遣隊

装 輪 車 両 の 標 準 解 体 工 数 ・ 材 料 表

標 準 解 体 工 数	使 用 材 料	
	アセチレン	酸 素
4 人／時	0. 6 k g	2. 2 m ³

- 1 全装輪車両（使用済自動車の再資源化等に関する法律の適用を受ける装輪車両は除く。）に適用する。
- 2 工数及び使用材料は、1 t 当たりとする。

装備品等名：11/2tトラック（平成16年度以降納入車）

（単位：kg）

品名 構成 (等級)	鉄				銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計	備考
	鋳物	H 2	H 3	H 4	並	下	真鍮	鋳物							
エンジン	185.0	86.9	9.5	9.0	4.2				30.7			5.0	25.0	355.3	
エンジン附属装置			19.3	5.0					7.0			3.0	19.0	53.3	
電気系統			2.0	5.0		12.3			6.0				29.0	54.3	
動力伝導装置	219.5	15.0	56.9	3.2		2.1			75.0			1.0	16.0	388.7	
ブレーキ装置	47.7		2.1	3.0									16.0	68.8	
懸架装置	171.8	20.0	5.0	5.0									37.1	238.9	
操向装置	53.0			6.3					1.0				16.0	76.3	
フレーム・ボディ	15.0	280.2	817.0	48.0			1.0		3.2		18.0	10.0	171.0	1,363.4	
ホイール			92.5										27.0	119.5	
タイヤ												181.0		181.0	
バッテリー										27.6			18.4	46.0	
その他			10.0	17.0									107.5	134.5	
計	692.0	402.1	1,014.3	101.5	4.2	14.4	1.0		122.9	27.6	18.0	200.0	482.0	3,080	
同系列車加減算質量															
救急車（架装部）			100.0	810.0					10.0		10.0	10.0	170.0	1,110.0	
計	692.0	402.1	1,114.3	911.5	4.2	14.4	1.0		132.9	27.6	28.0	210.0	652.0	4,190	
系列車		-10.0	-15.0										-75.0	-100.0	
計	692.0	392.1	999.3	101.5	4.2	14.4	1.0		122.9	27.6	18.0	200.0	407.0	2,980.0	

07-6473 (1.1/2tトラック)

車両前面



車両後面



車両側面（左）



車両側面（右）



07-6474 (1.1/2tトラック)

車両前面



車両後面



車両側面（左）



車両側面（右）

